

平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する特例に関する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第13号

平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する特例に関する規則

聖籠町職員の給与に関する条例及び聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成27年聖籠町条例第10号）附則第7項の規定により読み替えられた聖籠町職員の給与に関する条例（昭和36年聖籠町条例第13号）第9条の3の規則で定める割合は、100分の15とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。